

令和7年度随意契約一覧表【福祉部】

令和7年7月1日から令和7年9月30までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
障がい福祉課	障害福祉システム 令和7年6月制度改正対応業務	令和7年7月14日	富士通Japan株式会社 関西・中央公共ビジネス統括部（大阪）	令和7年7月15日～令和7年9月30日	5,445,000	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」及び「児童福祉法」に基づく障がい福祉サービス等は、支給決定を受けた者に対して指定サービス提供事業所がサービスの提供を行った場合、各法の基準に基づくサービス報酬が発生します。その報酬については、国保連合会より送られてくる請求情報を障害者福祉システムで取り込み、審査のうえ、国保連合会を通じてサービス提供事業所に支払いをしているところです。 今般、報酬請求システムのサービスコード修正に伴うシステム改修を行います。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号	システムを構築・カスタマイズした業者であり、本市の現在のシステムの状況を熟知しており、システムの安定した稼働のためには同業者と契約を締結するのが最適であるため。
障がい福祉課	障害者福祉システム 標準化過渡期連携対応	令和7年8月29日	富士通Japan株式会社 関西・中央公共ビジネス統括部（大阪）	令和7年8月30日～令和7年12月26日	9,537,000	住民登録システム及び住民税システム、国保システムが標準システムへ移行することに伴う既存のMCWEL障がい者福祉システムの過渡期連携対応を実施する。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号	システムを構築・カスタマイズした業者であり、本市の現在のシステムの状況を熟知しており、システムの安定した稼働のためには同業者と契約を締結するのが最適であるため。
障がい福祉課	障害者福祉システム 令和7年10月制度改正対応業務	令和7年9月29日	富士通Japan株式会社 関西・中央公共ビジネス統括部（大阪）	契約の翌日～令和8年3月24日	7,161,000	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」及び「児童福祉法」に基づく障がい福祉サービス等は、支給決定を受けた者に対して指定サービス提供事業所がサービスの提供を行った場合、各法の基準に基づくサービス報酬が発生します。その報酬については、国保連合会より送られてくる請求情報を障害者福祉システムで取り込み、審査のうえ、国保連合会を通じてサービス提供事業所に支払いをしているところです。 今般、「就労選択支援」追加に伴うシステム改修を行います。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号	システムを構築・カスタマイズした業者であり、本市の現在のシステムの状況を熟知しており、システムの安定した稼働のためには同業者と契約を締結するのが最適であるため。
生活支援課	被保護者調査の調査項目変更等対応業務	令和7年7月31日	富士通Japan株式会社 関西・中央公共ビジネス統括部（大阪）	令和7年8月1日～令和8年3月31日	1,760,000	被保護者調査に関する調査項目の追加等に対応するため、現在稼働中の生活保護・中国残留邦人支援給付システムの改修作業を委託します。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号	委託契約予定先の富士通Japan株式会社関西中部公共ビジネス統括部（大阪）は、本市で稼働中の生活保護システムの開発業者であり、同時に導入済みのパッケージプログラムの著作権を有する業者でもあります。プログラムが安定して稼働できる状態を保つためには富士通Japan株式会社以外の業者と契約を行うことは事実上不可能です。 以上の理由により同社との随意契約を希望いたします。
生活支援課	生活扶助基準の見直し対応業務	令和7年7月31日	富士通Japan株式会社 関西・中央公共ビジネス統括部（大阪）	令和7年8月1日～令和8年3月31日	2,200,000	生活保護法改正（令和7年10月基準額見直し）に対応するため、現在稼働中の生活保護・中国残留邦人支援給付システムの改修作業を委託します。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号	富士通Japan株式会社関西中部公共ビジネス統括部（大阪）は、本市で現在稼働中の生活保護システムの開発業者であり、同時に導入済みのパッケージプログラムの著作権を有する業者でもあります。プログラムが安定して稼働できる状態を保つためには富士通Japan株式会社以外の業者と契約を行うことは事実上不可能です。 以上の理由により、同社との随意契約を希望いたします。
生活支援課	生活保護システム 過渡期連携対応業務	令和7年9月17日	富士通Japan株式会社 関西・中央公共ビジネス統括部（大阪）	令和7年9月22日～令和8年3月31日	8,785,150	富田林市で稼働中の住民登録システムおよび税システムが標準システムへ移行することに伴う、生活保護システムの過渡期連携対応作業を委託します。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号	富士通Japan株式会社関西中部公共ビジネス統括部（大阪）は、本市で現在稼働中の生活保護システムの開発業者であり、同時に導入済みのパッケージプログラムの著作権を有する業者でもあります。プログラムが安定して稼働できる状態を保つためには富士通Japan株式会社以外の業者と契約を行うことは事実上不可能です。 以上の理由により、同社との随意契約を希望いたします。
生活支援課	生活保護システム サーバ更新業務	令和7年9月17日	富士通Japan株式会社 関西・中央公共ビジネス統括部（大阪）	令和7年10月1日～令和8年3月31日	3,491,400	生活保護システムの現行サーバの保守期間満了により、現行サーバ環境を新サーバに移行する作業を委託します。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号	富士通Japan株式会社関西中部公共ビジネス統括部（大阪）は、本市で現在稼働中の生活保護システムの開発業者であり、同時に導入済みのパッケージプログラムの著作権を有する業者でもあります。プログラムが安定して稼働できる状態を保つためには富士通Japan株式会社以外の業者と契約を行うことは事実上不可能です。 以上の理由により、同社との随意契約を希望いたします。
生活支援課	Jip-Base（生活保護システム）利用料	令和7年9月22日	日本電子計算株式会社 大阪支店	令和7年10月1日～令和8年3月31日	924,000	生活保護電算処理システムをクラウド環境で稼働させるため、クラウドサービスの月額利用契約を結ぶものです。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号	今年度に行うサーバ入れ替えによる新サーバは、現在本市の基幹系システムで利用している日本電子計算株式会社のクラウドサービス上に構築され、稼働には月額利用契約を結ぶ必要があります。 基幹系システムと同じサーバを利用すると、既に設置された回線を利用できるところから回線工事が不要なこと、本市の基幹系システムを運用している実績があることから、日本電子計算株式会社大阪支店との随意契約を希望いたします。